

# 社会福祉法人の財務や運営に関する情報の活用に向けた都の取組について

資料3

## 検討にあたっての基本的視点

- 都道府県の新たな役割として、区域内の社会福祉法人の活動状況等の調査・分析が法に規定されたため、都は社会福祉法人の財務や運営に関する情報を収集・分析・公表していく必要がある。

## 検討を進めるにあたっての方針

- これまで都は指導検査の参考とするため、都内社会福祉法人の財務諸表等を集め、財務分析を行ってきたが、改正法の趣旨を踏まえ、以下の観点を新たに盛り込んで社会福祉法人の活動状況を把握する仕組みを構築するべきではないか。
  - ①東京の社会福祉法人の地域特性を明らかにし、法人や地域住民に提供する。
  - ②社会福祉法人の運営の透明性を高める。

## 具体的な取組(案)

- 都では経営適正化事業のなかで行ってきた法人全体を単位とした財務分析に加え、今後は社会福祉法人が運営する各施設の状況を把握できるように、施設を単位とした指標※についても分析を行い、分析結果は都のHP上に公表する。
- 都内全ての社会福祉法人を対象とし、法人や区市の協力を得ながら、財務諸表等必要な情報を収集・分析する。

### 区市との役割分担

- 都は都内社会福祉法人の情報を分析し、公表する。
- 区市は区市所管社会福祉法人の財務諸表等の情報を収集し、都に提供する。

※...施設を単位とした指標については参考資料6を参照

## 社会法人の活動状況把握のための仕組みのイメージ

